

3. 案件

(1) 第3分水施設電磁流量計取替工事

意見・質問	回答等
<p>○本件について入札申し込みが 1 社であったが、その理由として何が考えられるか。</p> <p>○参加資格業者は、全何社なのか。</p> <p>○電磁流量計とは、どのような装置か。また、取替え工事の目的は何か。</p> <p>(委員長まとめ) 意見として、次回から全体として参加資格業者が何社いて、その中から何社が入札申込を行い、結果がどうなったのかを確認したいと考えます。それによってより入札に関わる透明性が確保できると思いますので、次回から入札参加資格を有する業者の数も記載願います。それを踏まえ、入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 各業者において手持工事の状況、手持資材や機械の状況、人員の確保等を踏まえ総合的に判断したのではないかと推測しています。 • 全 22 社です。 • 水の流れに磁場を加える事で電気が発生し、その電気によって水の流量を計測する装置です。 取替えの目的としては、本市では水道水の一部を府営水道から供給しており、計量法に基づいた京都府との取決めにより、8 年毎に装置を交換する事となっています。

(2) 公共下水道長寿命化改築等工事その 1

意見・質問	回答等
<p>○1 社が失格になった理由は何か。</p> <p>○前回の平成 27 年度第 2 回定例会では、調整基準価格を下回ると失格になると記憶しているが、なぜ最低制限価格下回ると失格になるのか。</p> <p>○本件については、実質 2 社での争いであり、その 2 社の入札金額の差が小さい理由は何か。また工事の性質上、金額に差が出にくいものなのか。</p> <p>○入札金額について、落札した業者の金額と失格となった業者の金額に大きく差があるが、これはどのような理由が考えられるか。</p> <p>○参加資格業者は、全何社なのか。</p> <p>(委員長まとめ) 落札率については、高いようではありますが、落札に至る経緯は合理的であったと思われる。 よって、入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<p>・入札価格が最低制限価格を下回った為です。</p> <p>・本市では一般競争入札については低入札価格調査制度を適用しており、その中で調査基準価格を設け、入札結果がこの金額を下回る場合は実際に工事ができるのか調査を行っています。 その他の条件付一般競争入札、公募型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札、指名競争入札については最低制限価格を設け、入札価格がこの価格を下回る場合は入札無効としています。</p> <p>・事前に予定価格を公表しており、それを踏まえた上で業者が積算を行う為、2 社共に近い金額になったと推測しています。</p> <p>・入札前に設計コンサルタントにおいて設計価格の精査を行っており、公表している予定価格は妥当な金額であると考えます。 金額の差については、業者による積算の中で利益の圧縮等を行った結果ではないかと推測しています。</p> <p>・全 11 社です。</p>

(3) 緑地空間(拠点3)整備工事その2

意見・質問	回答等
<p>○参加資格業者は、全何社なのか。</p> <p>○入札金額について、全ての業者が近い金額入札していますが、これは工事の性質上、金額に差が出にくいという事なのか。</p> <p>(委員長のまとめ) 入札金額がどの業者も近い金額となっていますが、それは工事の性質上の為と思われます。 よって、入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一般建設業許可の造園に該当する市内業者であり、全 6 社です。本件については参加資格業者、全社が入札に参加しています。 • 工事の使用材料について、特注品が無く、一般的な物を多く使用している為と推測しています。

(4) 長岡 3 丁目地内配水管布設替工事

意見・質問	回答等
<p>○参加資格業者は、全何社なのか。</p> <p>○入札金額について、全ての業者が近い金額で入札していますが、この理由としては何が考えられるのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札金額がどの業者も近い金額となっていますが、それは業者の企業努力と研究によるものであると思われます。 よって、入札に関する手続き、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全 8 社です。本件については参加資格業者、全社が入札に参加しています。 • 全て本市の水道業者であり、予定価格を把握し、本工法における工事实績などを考慮した上で積算していると考えられ、金額に関しては、ある程度研究されていると思われます。この結果、入札金額が近い結果になったと推測しています。

(5) 公共下水道長寿命化改築等工事その2

意見・質問	回答等
<p>○公共下水道長寿命化改築等工事について、「その2」と「その1」の違いは何か。</p> <p>○参加資格業者は、全何社なのか。</p> <p>○「その2」は簡易公募型指名競争入札、「その1」は条件付一般競争入札であり、入札方式が異なるが、入札参加資格のある業者数は同じく11社である。これは同じ業者が該当しているのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き、契約に至った経緯など特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 基本的には同じ工法による工事ですが、改築する人孔深さが異なります。「その2」では2m以内ですが、「その1」では10m以上の特殊な形状となっています。 • 全11社です。 • 「その1」は条件付一般競争入札の入札参加資格として特定建設業許可が必要であり、「その2」は簡易公募型指名競争入札の入札参加資格として一般建設業許可で良いとしています。今回は結果として、同じ業者数になっていますが、入札参加業者はそれぞれで異なります。

(6) 北開田児童館 1 階多目的トイレ改修工事

意見・質問	回答等
<p>○入札経過について、業者選定委員会を行った後に、起工日としているが、この順番は手順として正しいのか。</p> <p>○業者選定委員会は、どのような場合に行われるのか。</p> <p>○業者選定委員会とは、どのような事を行うのか。</p> <p>○案件によっては業者選定委員会が起工日の前後で行われているようですが、どのような場合に前後となるのか。簡単に例を挙げてください。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 起工されていなくても、事前に業者選定委員会で審査する事は可能です。 • 建設工事については予定価格が 130 万円以上、測量・建設コンサルタント等業務については予定価格が 50 万円以上の場合に行っています。 • 工事担当課から依頼を受けて、月に 2 回程度行い、抽出説明書にある入札参加資格の条件を審査し選定しています。 • 例えば、補正予算後に工事を着工する場合は、起工日前に業者選定委員会を行う場合があります。 理由として、事前に業者選定委員会にて審議を行う事で、予算確定後に速やかに起工し工事着工ができる為です。 このように、工期に余裕がない場合は有効だと言えます。

(7) 西代公園管理棟太陽光発電・蓄電システム設置工事

意見・質問	回答等
<p>○公園で使用する電力の一部について太陽光発電を利用するというが、太陽光発電でまかなう電力は、公園全体の電力使用量のどれくらいに相当するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の使用電力については、基本的に太陽光発電による電力と関西電力からの電力を併用していきます。 ただし太陽光発電時は、太陽光発電による電力が使われ、それだけでは電力が不足する場合は関西電力の電力によって、それを補うという形になります。
<p>○入札を辞退する業者には、何か罰則があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不利益な取扱いは行っていません。
<p>○簡易公募型競争入札から指名競争入札へ入札方式を変更した際に、仕様変更は行ったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 簡易公募型競争入札で不調に終わったので、単価等の見直しを行い、金額を上げています。
<p>○仕様変更に伴って金額を上げた際、なぜ再度、簡易公募型指名競争入札としなかったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は京都府の補助金対象工事で、年度末までに工事を完成させる事が条件となっており、再度、簡易公募型指名競争入札にすると契約までに約 40 日を要し、年度末に完成しない可能性があった為、契約までに要する日数が約 20 日である指名競争入札を採用しています。 なお、指名業者についても、簡易公募型指名競争入札を行った業者と同じ業者を指名しています。
<p>○仕様変更時になぜ金額を上げたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 簡易公募型競争入札が不調になった際、設計時の市場価格と入札時の市場価格との間で差がないか確認を行い、その結果として単価を上げています。
<p>(委員長まとめ) 不調に終わった簡易公募型競争入札の入札予定価格を見直した点は良い事であると思いますが、同じ案件で再入札となる事は極力無い様に、設計段階で十分注意して頂きたいと思っております。</p>	

(7) 西代公園管理棟太陽光発電・蓄電システム設置工事

意見・質問	回答等
<p>また、再入札を行った場合はそれに至る経緯などは詳しく抽出案件説明書に記載願います。</p> <p>まとめとしまして、指名競争入札について、京都府の補助事業である点と、不調に終わった 1 回目の入札について、内容を精査し、また入札参加者も 1 回目と変わらないという点では、特に問題が無いと思われます。よって、入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	